

学校法人秀明学園 公益通報等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人秀明学園（以下、「本学園」という）ならびに本学園が設置する

秀明中学校、秀明高等学校、秀明英光高等学校、秀明大学学校教師学部附属秀明八千代中学校、秀明大学学校教師学部附属秀明八千代高等学校、秀明大学（以下、「各校」という）の業務に関し、法令ならびに本学園の寄附行為若しくは諸規定（以下、「学内規程」という）に違反又はその恐れがある行為（以下、「法令違反行為」という）が生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、本学園の健全な発展に資することを目的とする。

(公益通報)

第 2 条 本学園の設置する各校の専任教職員、非常勤職員、派遣または業務委託に係る労働者および学生・生徒ならびにその保護者（以下「通報者」という）は、法令違反行為に関する通報（以下、「公益通報」という）を行うことができる。

(公益通報窓口)

第 3 条 本学園は、公益通報に応じるため、法人本部及び各校にコンプライアンス委員会（以下、「委員会」という）ならびに公益通報窓口を設置する。

(公益通報の方法)

第 4 条 公益通報を行う者は、氏名および連絡先を明らかにした上で面談、書面、電話、電子メール、FAXによって通報することとし、通報後は所定の書面にて内容を提出することとする。

2 前項の規定にかかわらず、人権保護の理由からやむを得ず匿名にて公益通報を行う必要のある者は、電話、書面、電子メール、FAXによって通報することができる。ただし、匿名にしなければならない理由を必ず明記しなければならない。

3 前項の場合、理事長は対応措置について通報者に個別に報告する義務を負わない。

(公益通報者の責務、不正通報の禁止)

第 5 条 法令及び学内規程等の違反に係る通報を行う者は、誠意をもって客観的かつ合理的根拠に基づく通報を行うものとし、誹謗中傷等その他の不正の目的で行ってはならない。

2 前項における不正な通報によって本学園の業務が妨害されたり、名誉が毀損されたりした場合は、本学園は不正な通報をした者に対して、損害賠償請求などの法的手段に訴えることができるものとする。

(公益通報への迅速かつ適切な対応)

第 6 条 公益通報窓口において、通報者から法令違反行為に関する通報を受けた場合は、理事長は、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(調査の開始)

第 7 条 通報を受けた理事長は、各校の委員会に事実関係の調査を指示しなければならない。ただし、法令違反として通報された事実が存在しないことが明らかな場合はこの限りではない。

2 前項の定めにより調査を開始する場合は、通報者に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、匿名による通報の場合など、通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

3 第1項の調査を指示された各校の委員会は速やかに調査を実施し、その調査結果を理事長に報告しなければならない。

4 前項の規程による委員会の調査において、委員会の委員のうち法令違反として通報された事案に関わる部署の関係者で調査対象者となる者がある場合は、委員会から除外しなければならない。

(調査の実施)

第8条 各校の委員会は、法令違反行為として通報された事実について、書類調査、実地調査、報告及び説明の聴取その他の適切な方法により調査を行う。

2 委員会は、調査対象部門の責任者及び調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。

3 調査対象部門の責任者及び調査対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(調査時の遵守事項)

第9条 調査委員会は、調査に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 教職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
- (2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
- (3) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。
- (4) 公益通報等を行った職員等個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること。

(5) 職務上知り得た事実を正当な理由なくほかに漏らさないこと。

2 調査委員会の委員は、その職を離れた場合であっても、前項第4号及び第5号に定める事項を遵守しなければならない。

(是正ならびに再発防止)

第10条 理事長は、前条に基づく調査によって法令違反の事実を確認した場合は、速やかにその是正措置および再発防止措置を講じるとともに理事会に報告しなければならない。

2 理事長は、法令ならびに学校法人秀明学園就業規則その他の規程の定めるところにより、当該法令違反に関係した教職員に対して懲戒処分を含む適切な対応をとることができる。

(公益通報者の保護)

第11条 公益通報者の保護のため、次の各号に定める十分な配慮をしなければならない。

- (1) 通報者又は第7条に基づく調査に協力した者が不利益な取扱いを受けないようにすること。
- (2) 法令及び学内規程等に違反し、又は、違反する恐れのある事実に係る調査の対象となった者の名誉、プライバシー等を不当に侵害することのないようにすること。
- (3) 法令及び学内規程等に違反し、又は、違反する恐れのある事実に係る調査の客観性及び公正性を確保すること。
- (4) 通報者個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持しなければならない。

(5) 通報者が公益通報等を行ったことを理由として、当該通報者に対し、解雇、減給、降格、退学、その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、通報者が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。

(改 廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。